地方版ハローワークの現状

参考資料２

○地方版ハローワークの取組

１．実施状況（都道府県）

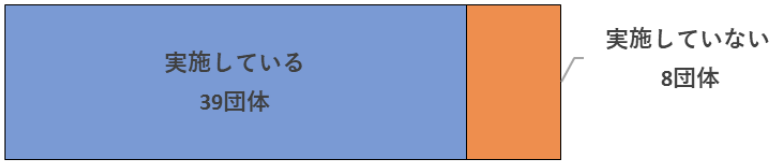

（参考）事業所数ベース
- 法施行後に開始　33事業所
- 法施行後に事業内容拡充　3事業所
- 法施行以前から継続　119事業所

２．地方版ハローワークの強み・特徴

※上記「実施している」団体の回答（複数回答可）

① 地元企業の情報が充実
② 国ハローワークや民間の職業紹介事業者の利用者とは異なる方々が求職活動をする受け皿
③ 福祉等の他の施策と一体的に支援を実施
④ 場所や利用時間など、国ハローワークを利用しづらい方々が来所できる場

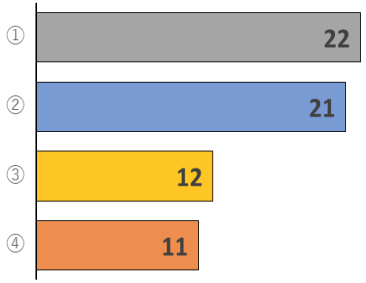

３．求人情報の状況（事業所単位）

	新規	拡充	継続
国からオンライン等により提供を受けた求人情報をもとに都道府県が職業紹介を実施	16	1	53
独自開拓の求人のみで、国ハローワークの求人情報をもとにした職業紹介は実施していない	15	2	41
事業所内にインターネット端末を設置し、国ハローワークのホームページから求人情報を検索（職業紹介は実施していない）	0	0	14
併設している国ハローワークの端末を利用し、国が職業紹介を実施	0	1	4

４．職業紹介事業を開始した主たる目的（事業所単位）【複数回答可】

① 移住支援・ＵＪＩターン支援を実施
② 特定の対象者に対し（生活困窮者、若者向け等）職業紹介を実施
③ 特定の産業分野（伝統工芸等）への人材確保支援を実施
④ 就職相談等に加え職業紹介を実施（一貫した就職支援）
⑤ 地元企業や誘致企業の人材確保支援を実施
⑥ 生活・福祉等の支援と就職支援を一体的に実施
⑦ 近隣にハローワークがない住民に対し求職の機会を確保

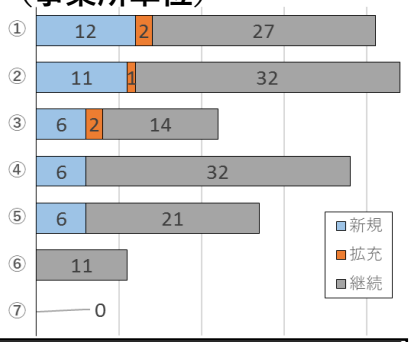

○雇用対策協定の締結

１．締結状況（都道府県）

締結している　45団体
今後締結予定　2団体
※平成30年3月までに全都道府県が締結済み

２．協定を締結したことによる自治体の雇用施策への効果

※上記「締結している」団体の回答（複数回答可）

雇用施策について都道府県と国（労働局）とで定期的に協議する場が設けられるようになった	28 団体
協定を締結したことにより、都道府県と国（労働局）との役割分担や連携方法が明確になった	25 団体
都道府県の幹部と国（労働局）の幹部が意見交換をする機会が増えた	23 団体
雇用に関するデータ・情報などが国（労働局）から提供されるようになった	20 団体
就職面接会の共同開催など、都道府県と国（労働局）の共同による新たな取組が実施されるようになった	19 団体
都道府県の意見を踏まえて、国（労働局）の事業の実施方法について、改善などが図られるようになった	11 団体
都道府県の事業に対して、国からの支援（人的支援・財政的支援）が得られるようになった	11 団体

（出典：地方自治確立対策協議会「地方版ハローワークの実施状況等の調査」（平成30年2月実施））

（参考）地方版ハローワークに係る経緯

平成23年 6月 **一体的実施**の開始
平成24年10月 **ハローワーク特区**の開始（埼玉県・佐賀県）
平成26年 9月 ハローワーク求人情報の**オンライン提供**開始
平成27年 6月 「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」（全国知事会）
11月 「ハローワークの地方移管について」（全国知事会）
12月 「平成２７年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定
平成28年 3月 第６次地方分権一括法案 閣議決定
〃 **求職情報の提供サービス**開始
7月 「新たな雇用対策の仕組みについて」（全国知事会）
8月 **地方版ハローワーク**の開始（第６次地方分権一括法 施行）